

水巻天然温泉「いちょうの湯」でお得に健康づくり!

敬老祝い入浴利用券

敬老の日に合わせて、対象者には8月下旬に利用券(はがき)を郵送しています。この機会に施設を利用してみませんか。

- 利用期限 令和6年3月31日(日)まで
- 対象 町に住民票がある70歳以上の人(令和5年8月1日時点)
- 内容 いちょうの湯の無料入浴と施設案内チラシの配付
※詳しくは利用券を確認してください。



入浴施設利用料助成

外出と交流の機会を増やし健康の増進を図るため、入浴料の一部を助成します。

- 対象 町に住民票がある65歳以上の人
※誕生月の初日からサービスが利用できます。
- 内容 平日限定の入浴料助成
※通常880円のところ300円で入浴できます。
- 利用方法 「いちょうの湯」で作成できる利用者カードを窓口で提示してください。カードを作成したその日から利用ができます。
※写真撮影があるため、利用する本人が手続きしてください。
- 持ってくるもの マイナンバーカードや運転免許証、障害者手帳、保険証など本人確認ができるもの。

老人クラブに参加しませんか

老人クラブはおおむね60歳以上の会員で構成される自主的な組織です。高齢者の皆さんがいきいきと楽しく毎日を過ごせるように、健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりなどに取り組んでいます。あなたも老人クラブで活動しませんか。

●活動内容

▷健康づくり
グラウンドゴルフ・パタンク・卓球・囲碁・将棋の各種大会など



▷仲間づくり
趣味・文化・スポーツなどを通じた親睦活動



▷生きがいづくり
愛の一声運動・高齢者ネットワーク推進事業など



- 問い合わせ 水巻町老人クラブ連合会事務局(高齢者福祉センター内) ☎202-3044

地域の憩いの場

移動販売「みんなの元気カー」

買い物に行きたくても行けない買い物困難者を支援するため、グリーンコープの協力を得て移動販売を行っています。食べ物や日用品など300点以上を準備して、地域にお届けしています。近くに住んでいる人はぜひ利用してみてください。移動販売は、買い物支援だけでなく地域コミュニティや高齢者の見守りの役割も担っています。



| | とき | ところ |
|-------------|-------------|-------------------|
| 月曜 | 10:00~10:30 | グループホームなのはな(猪熊) |
| | 10:40~11:10 | 猪熊公民館 |
| | 13:30~14:00 | ファミリーマート横(吉田西一丁目) |
| | 14:10~14:40 | 吉田公園(吉田西二丁目) |
| | 14:50~15:20 | 妙楽寺(吉田東五丁目) |
| 火曜 | 15:30~16:00 | JR東水巻駅東口 |
| | 13:30~14:00 | 吉田三区公民館 |
| | 14:10~14:40 | 宮尾台公民館 |
| 木曜 | 14:50~15:20 | サクラほーる |
| | 15:30~16:00 | 吉田二公民館 |
| | 14:30~15:00 | わくわくカフェ(猪熊一丁目) |
| 16:00~16:30 | 鯉口団地集会所 | |

※自治会の要望があれば、新たな場所で開店することもできます。

お役立ちの情報を集めました

高齢者 **得** 情報



- 問い合わせ
役場高齢者支援係 ☎201-4321

高齢者の相談窓口は役場以外にも3つあるんです サービス利用は高齢者支援センターへ気軽に問い合わせを!

町では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・福祉・医療などさまざまなことを無料で相談できる支援センターを設置しています。希望すれば、専門の相談員が自宅を訪問して相談にのります。相談は24時間、年中無休で受け付けています。どんな小さな悩みでも一人で悩まず、まずは電話してください。

北部高齢者支援センター

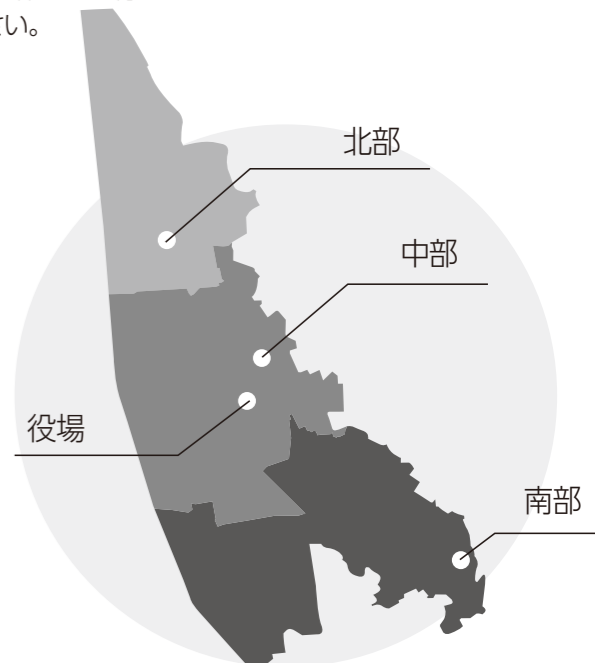
猪熊一丁目6-40 わくわくデイサービス内 ☎202-8990
猪熊、樋口東、樋口、おかの台、高松、梅ノ木団地、古賀二丁目

中部高齢者支援センター

頃末北四丁目2-30 うちわ内科クリニック横 ☎201-1314
古賀一丁目・三丁目、高尾、頃末北、頃末南、中央、杵、緑ヶ丘、美吉野、鯉口、立屋敷、下二東一丁目・二丁目、下二西

南部高齢者・障がい者支援センター

吉田南二丁目9-1 福祉松快園内 ☎201-8826
伊左座、下二東三丁目、二東、二西、吉田東、吉田西、吉田南、吉田団地、宮尾台



大切な家族を守るために 見守りが必要な認知症高齢者の在宅生活を支えるサービス

認知症によるはいかい行動などの恐れがある高齢者の「もしも」に備えて利用できるサービスを紹介します。事前に役場で緊急連絡先などの情報を登録することで、行方不明になったときの検索がよりスムーズにできるようになります。大切な家族を守るために、事前登録しておきましょう。

- 対象 はいかい行動の恐れがある高齢者など
- 利用方法 詳しくは役場高齢者支援係に問い合わせてください。



登録番号や役場への連絡先が書かれたステッカーなどを、いつも身に着けている衣類などに貼っておくことで、本人の早期発見や家族への早期連絡につなげます。



行方不明などで検索願が出されたときに、警察の検索だけでなくタクシー会社など協力団体の支援も受けられます。

あんしん情報名簿に登録しましょう!



あんしん情報名簿って?

平常時の見守りや災害時の避難支援が必要な人のために、緊急連絡先やかかりつけの病院などを記載した名簿を作成しています。



どんな人が登録できるの?

要介護3以上の認定を受けた高齢者や、障害者手帳を持っている人などが登録できます。詳しくは問い合わせてください。



情報はどのように使われるの?

緊急時には名簿をもとに必要に応じて警察や消防、見守り活動を行う団体に情報の提供を行い、活動につなげます。



高齢者支援センターや地域の民生委員の訪問時には、積極的にあんしん情報名簿への登録をおすすめしています。

火事の予防と早期発見を 日常生活用具の給付

- 対象 おおむね65歳以上で、1人暮らしの寝たきり高齢者や認知症高齢者など
- ※申込後、訪問調査があります。
- 日常生活用具の種類
 - ▷火を使わない電磁調理器
 - ▷煙や熱を感知して火災を知らせる火災警報器
 - ▷温度の異常な上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴出する自動消火器
- 費用 世帯の所得状況で異なります。

もっと理解を深めるために 認知症ガイドブック

認知症の人やその家族が「いつ・どこで・どのような」支援を受けることができるのか、認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスの流れを整理し、認知症ガイドブックとしてまとめています。

- 配布場所 役場包括支援係
- 費用 無料

右の二次元コードからも確認できます。▶



住み慣れた地域で暮らし続けていくために さまざまな場面で役に立つサービス

運転免許証返納を支援 タクシー利用券1万円分の支給

- 特定のタクシー会社で利用できます。申し込みは1回限り、利用券に使用期限はありません。
- 対象 70歳以上(免許証の返納・失効日時点)で以下のいずれかに該当する人
 - ▷全種類の運転免許証を返納した人
 - ▷全種類の運転免許証を更新せず失効した人
 - 申込期限 免許証の返納・失効日から1年以内
 - 持ってくるもの 運転免許取消通知書・運転経歴証明書・失効した運転免許証のいずれか、印鑑
 - ※同居家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

紙おむつ・尿取りパッド 介護用品を支給

- 住み慣れた自宅での介護を支援するため、介護用の紙おむつや尿取りパッドを支給します。
- 対象 要支援以上の介護認定を受け、自宅で常に紙おむつを必要とする65歳以上の人
 - ※次の人は対象外です。
 - ▷住民税が課税されている
 - ▷病院に入院中・施設に入所中
 - ▷生活保護を受けている
 - 給付限度額 世帯の課税状況で異なります。
 - ▷住民税課税者がいる 月額3,000円分
 - ▷住民税課税者がいない 月額6,000円分

ボタン1つで緊急連絡 緊急通報装置の貸出

- 自分で119番通報が困難な人に装置を貸出。緊急ボタンを押すと24時間体制で対応します。
- 対象 世帯全員が65歳以上で、介護保険料に滞納がなく、次の全てを満たす人
 - ▷心臓疾患や脳血管疾患、呼吸器疾患、重度のぜんそくなどで激しい発作が起こる人
 - ▷上記の症状で通院治療が必要で常時注意を要する人
 - 費用 世帯の課税状況で異なります。
 - ▷住民税課税者がいる 月額500円
 - ▷住民税課税者がいない 月額200円
 - ▷生活保護 無料
 - ※電話機のない人には、別途月額1,100円で携帯型端末を貸し出しています。



バランスのいい食事を 配食サービス

- 高齢者が自宅で自立した生活ができるよう、弁当を配達します。配達員の自宅訪問は安否確認も兼ねています。
- 対象 世帯全員が65歳以上であれば、誰でも利用できます。
 - 内容 月曜日～金曜日の夕食を配達
 - 費用 1食400円



| 種類 | カロリー | 塩分 |
|-----|------------|-------|
| 一般食 | 平均 600kcal | 3g 程度 |
| 制限食 | 500kcal 以下 | 3g まで |

ちょっとした困りごとには 軽度生活援助サービス

- 高齢者が困難な作業を代行し、日常生活を支援します。
- 対象 世帯全員がおおむね65歳以上で、日常生活に援助が必要な住民税非課税の人
 - ※利用回数や時間に制限があります。
 - 費用 利用額の3割
 - ※庭木の処分費や材料費などは実費としてかかります。

●作業例

- 枝葉が繁茂し、衛生上好ましくない状態となった庭木の枝切り
- 室内整理・整頓
- 電球交換